

白川郷荻町集落の自然環境を守る会 令和7年2月号



守る会ホームページ <http://shirakawa-go.com/~ogimachi/>



荻町重要伝統的建造物群保存地区防災計画の策定に向けて ～現地調査から見てきた課題～

本計画は、令和5年度から6年度の二カ年を掛けて策定を目指しており、1年目は、荻町重伝建地区における防災課題の洗い出しや現状把握調査を実施し、2年目は、その調査に基づく現地調査や防災対策を検討し、現在計画を策定しているところです。

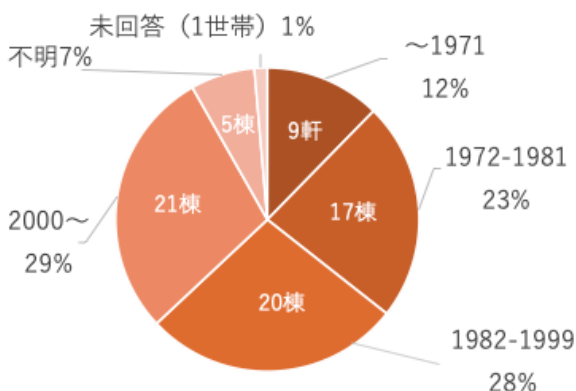
策定にあたっては、伝建地区という特殊性から、より客観的で専門的な知見を得るために、東京大学生産技術研究所の腰原幹雄（こしはらみきお）先生に調査を依頼しました。この研究所は、防災分野において国内有数の研究実績を有しており、特に建物の耐震性や、災害時に迅速かつ正確な情報伝達を行うためのシステム開発等、専門知識が豊富です。また、災害分野毎に専門知識を持つ教授が所属されているほか、早稲田大学や信州大学、金沢工業大学の調査協力を得ながら現在進めているところです。

このたび、災害想定する火災、地震、土砂災害に関する現地調査を実施し、そこから見てきた課題がまとまりましたので、その一部を抜粋してご紹介します。

<火災の課題>

- 消火栓や放水銃等の消火設備の操作方法是把握していても、初期消火や延焼防止など設備を使用する目的まで理解が浸透していない。
- 消火設備を設置した後に増築・拡張している建物や、周辺の樹木も成長している場所があり、放水銃や消火栓が有効か、屋根全体に水がとどくか等確認が必要である。
- 屋外消火栓はホースが65mm径、軒下消火栓は40mm径で、女性や高齢者では取り扱いが難しい。1人でも取り扱いができる易操作性消火栓設備の検討が必要である。
- 積雪の影響や火災の規模によっては、水量が足りない可能性があり、貯水槽の容量の増設や、新たな水利の整備、既存の水路が集落をどうに流れているか把握する必要がある。

<地震の課題>



住民アンケートによる伝建物以外の一般家屋の年代内訳

◎基準法上の建物の扱い

1971年以前 木造住宅は独立基礎可

1972年～1981年 旧耐震建物（1981年5月31日まで）

1982年～1999年 新耐震建物

2000年以降 新耐震のうち、木造住宅に関する改正後建物

建築基準法は、1981年5月31日を境に、その前後で「新耐震基準」「旧耐震基準」と呼ばれ見直しがなされているところです。「旧耐震基準」は震度5程度の地震に対する基準であるものに対し、「新耐震基準」では震度6以上の地震に対する定めが補強され、震度6～7の大規模地震に対して倒壊せず安全を確保する基準が設けられています。

<土砂災害の課題>

避難場所の確保：現在保存地区内に3ヶ所の指定緊急避難場所の指定があるが、2ヶ所（集会施設・明善寺）が土砂災害警戒区域内にあり、1ヶ所（本覚寺）も土砂災害警戒区域内と近接しているため、土砂災害の際の避難経路及び避難場所の検討が望まれる。

土留め壁周辺の倒木対策：展望台と保存地区内を繋ぐ道路沿いは土留め壁が整備されているが、樹木が大雨等により洗掘されると倒木の危険があり、定期的な状況の確認や雨天時の通行止めの基準の検討が望まれる。

砂防ダムや谷底の情報共有体制づくり：現在、荻町区の人足や、合掌造り家屋の差し茅等に用いるカリヤスの茅場の刈取等、砂防ダム周辺や谷沿いに住民等が立ち入る機会があり、土砂災害対策としても砂防ダム周辺の季節変化や水量変化を定期的に把握し、情報共有する体制づくりの検討の余地がある。

シュ谷の堤防機能：シュ谷沿いには、過去の土砂災害から堤防が整備されている。現状は、地区内の中心部周辺でのせき留められているが（庄川までの接続なし）、今後も気候変動に伴う雨量の増加や土砂災害時の水量への対応の可否は検討の余地がある。

[文責：教育委員会文化財担当 尾崎]

◆空き家の屋根雪下ろしを行いました

1月14日（火）朝、相続人がいない危険空き家の屋根雪下ろしを、地域の有志10名ほどで実施。

荻町構想計画会議で重点的に取り組んでいる「空き家対策」。空き家には「危険空き家」も含まれます。住民はもちろん、多くの観光客が行き来する荻町では、景観保全の観点のみならず、安全面を考慮することが求められています。

空き家を所有していても管理ができるうちは問題ないですが、高齢化等で管理が難しくなると、老朽化が進み活用が難しくなったり、雪や台風による外壁の剥落や屋根材の散乱等のリスクを負います。その他にも、空き家を所有しているだけで、草刈りや雪囲い等の手間がかかる他、固定資産税や火災保険料等のコストがかかったり、景観や地域の治安悪化も引き起こしかねません。

子や孫、親族、場合によっては周辺住民に、管理の責任や負担が重くのしかかる前に、空き家（将来空き家を含む）をどうするのか、ご家族で話し合っておくことが大切です。『空き家の課題は地域の課題』。空き家のことでお困りの際は、区、または守る会役員へ、ご相談ください。



守る会活動スローガン ～守る・暮らす・つなぐ～

- ①守る：住民憲章を基盤とした、世界遺産である合掌家屋と農山村の景観保全
- ②暮らす：結の精神が根ざした共同体と、景観に調和した豊かな住民生活の向上
- ③つなぐ：故郷から学び、他地域の交流から学び、未来の継承者を育成

1月の活動報告 ※3月の定例会は10日(月)を予定（公民館和室にて）

1日 元旦祭（会長）	10日 ねそ1月号発行（総務部）
9日 東海テレビ取材対応（会長、事務局、福田）	14日 集落内空き家屋根雪下ろし（有志）
9日 定例会	随時 旧寺口家屋根雪下ろし

2月の協議事項（現状変更申請に関わって） 2月10日開催

***** 仮設丸太屋根設置	***** キューピクルの撤去
***** 丸太小屋解体	白川村建設課・・・歩道安全ポール取替
***** 車庫新設	白川村観光振興課・・・バスターミナル待合シート設置